

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に
関する法律の規定に基づき厚木飛行
場に係る第一種区域の指定等を行っ
た件

(防衛施設庁一)

○防衛施設庁告示第一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、次のとおり、厚木飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定し、並びに同飛行場に係る第一種区域及び第二種区域の指定を解除するので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。ただし、第一種区域及び第二種区域の指定の解除については、平成十九年八月一日から適用する。

平成十八年一月十七日

防衛施設庁長官事務代理

防衛庁事務官 地引 良幸

一 第一種区域

イ 次に示す区域

町田市金森一丁目、原町田一丁目、原町田二丁目、原町田三丁目、原町田四丁目、原町田五丁目、原町田六丁目、中町一丁目、中町二丁目、中町三丁目、中町四丁目、森野一丁目、森野二丁目、森野三丁目

目、森野四丁目、森野五丁目、森野六丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、本町田、薬師台一丁目及び金井一丁目

藤沢市善行坂二丁目、辻堂一丁目、辻堂二丁目、辻堂四丁目、辻堂五丁目、辻堂元町一丁目、辻堂元町二丁目、辻堂元町三丁目、辻堂元町四丁目、辻堂元町五丁目、辻堂東海岸一丁目、辻堂東海岸三丁目、辻堂西海岸一丁目、辻堂神台一丁目、辻堂神台二丁目、辻堂新町一丁目、辻堂新町二丁目、辻堂新町三丁目、羽鳥一丁目、羽鳥二丁目、羽鳥三丁目、羽鳥四丁目、城南一丁目、城南二丁目、城南五丁目、稲荷、天神町一丁目、天神町二丁目及び天神町三丁目

相模原市旭町、鵜野森一丁目、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、相模大野一丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、東大沼一丁目、文京一丁目、南台二丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目及び若松三丁目

大和市つきみ野二丁目、深見台一丁目及び深見台四丁目

ロ 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所、横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分

町田市金森、玉川学園一丁目、玉川学園三丁目、玉川学園四丁目、玉川学園五丁目、南大谷、鶴間、高ヶ坂、野津田町、金井町、山崎町、木曾町、根岸町、薬師台二丁目、薬師台三丁目及び金井二丁目

藤沢市善行四丁目、本藤沢四丁目、善行団地、善行坂一丁目、鵜沼海岸四丁目、辻堂三丁目、辻堂六丁目、辻堂元町六丁目、辻堂太平台一丁目、辻堂太平台二丁目、辻堂東海岸二丁目、辻堂東海岸四丁目、辻堂西海岸二丁目、辻堂西海岸三丁目、辻堂新町四丁目、羽鳥五丁目、城南三丁目、城南四丁目、大庭、稻荷一丁目、亀井野、円行、石川、湘南台一丁目、湘南台二丁目、湘南台三丁目、湘南台四丁目、湘南台五丁目、高倉、下土棚、用田及び遠藤

茅ヶ崎市赤羽根、小和田三丁目、本宿町、赤松町、浜竹二丁目、浜竹三丁目、浜竹四丁目及び堤

相模原市上鶴間、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、古淵三丁目、古淵四丁目、栄町、相模大野二丁目、相模大野六丁目、西大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、文京二丁目、南台一丁目、南台三丁目、南台四丁目、若松四丁目及び若松五丁目

大和市下鶴間、つきみ野四丁目、つきみ野五丁目、深見台二丁目、深見台三丁目、大和東一丁目、大

和南一丁目、深見、深見東一丁目、深見東二丁目、深見東三丁目、上和田及び下和田

二 第二種区域

イ 次に示す区域

大和市西鶴間四丁目

綾瀬市上土棚北四丁目及び上土棚中二丁目

ロ 次に示す区域のうち横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。）

藤沢市長後

大和市西鶴間一丁目、西鶴間二丁目、西鶴間三丁目、西鶴間五丁目、上草柳、上草柳三丁目、上草柳五丁目、上草柳七丁目、上草柳九丁目、中央五丁目及び福田

綾瀬市上土棚北二丁目、上土棚北三丁目、上土棚北五丁目、上土棚中一丁目、上土棚中三丁目及び本

蓼川

三 第三種区域

次に示す区域のうち座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第三種区域として示す部分

大和市上草柳、上草柳六丁目、下草柳、草柳一丁目、福田及び代官四丁目

綾瀬市本蓼川

四 第一種区域の指定を解除する区域

イ 次に示す区域

海老名市上今泉一丁目、上今泉四丁目、国分南一丁目、国分南二丁目、国分南三丁目、国分南四丁目、国分北二丁目、国分北三丁目、勝瀬、大谷、国分寺台一丁目、国分寺台三丁目、国分寺台四丁目、国分寺台五丁目、浜田町及び杉久保

座間市相模が丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台四丁目、入谷三丁目及び入谷五丁目

ロ 次に示す区域のうち横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛

行場に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

藤沢市用田、葛原、菖蒲沢及び遠藤

海老名市柏ヶ谷、上今泉五丁目、国分北四丁目、望地一丁目、望地二丁目及び国分寺台二丁目

座間市栗原、相模が丘三丁目、相模が丘四丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、広野台一丁目、広野

台二丁目及び入谷四丁目

綾瀬市早川

五 第二種区域の指定を解除する区域

次に示す区域のうち座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域の指定を解除する区域として示す部分

大和市桜森一丁目

綾瀬市深谷、蓼川三丁目及び本蓼川

備考 右に掲げる区域は、平成十八年一月十七日における行政区画によって表示されたものとする。